

平成 24 年 6 月 15 日

国立大学法人東京大学
総長 濱田 純一 殿

平成 23 年度監事意見書

私ども監事は、平成 23 年度(平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで)における国立大学法人東京大学の業務執行について監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監事の監査方法の概要

私ども監事は、両名で定めた監査の方針、職務の分担等に従い、役員会その他重要な会議に出席すると共に、重要な決裁書類等を閲覧しました。更に、役員等から業務運営の報告を聴取し、各部門責任者からは業務処理の状況を聴取すると共に、本部ならびに主要な部門において業務及び財産の状況を調査し、書面・証憑書類の査閲等によりこれを確かめました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類及び附属明細書。以下、「財務諸表」という。）、決算報告書につき検討を加えました。

役員と当法人との利益相反取引ならびに役員の当法人業務以外の業務の実施に関しては、必要に応じて役員から報告を求め調査いたしました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人であるあずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当と認める。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）は、当法人の財政状況、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人業務実施コストの状況を適正に示していると認める。
- (3) 利益の処分に関する書類は、法令に適合していると認める。
- (4) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- (5) 業務の遂行に関し、法令に違反する重大な事実は認められない。

なお、役員と当法人との利益相反取引並びに役員による当法人以外の業務の実施で法令及び規則等に違反するものは認められない。

3 注記

榊田淳二監事については、平成 24 年 4 月からの監事在任期間中に報告を受けた範囲において、上記監査の結果を相当と認める。

監事 有信 睦弘

監事 榊田 淳二

(監事在任期間：平成 24 年 4 月～)